

令和4年6月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

1 開催日時

令和4年6月10日（金）午後1時30分

2 場所

福岡家庭裁判所431号共用室

3 出席委員

相原わかば委員、岩木宰委員、大泉一夫委員、大江孝宏委員、小田島靖人委員、久留百合子委員、杉村二委員、知名健太郎定信委員、中牟田博章委員、中村秀郷委員、布村希志子委員、原口智吉委員、船津邦比古委員、山下亜紀子委員、吉原淳委員（五十音順）

4 事務担当者

阿波野右起裁判官、堀士郎家事首席書記官、川崎健治家事次席書記官、梨田春樹主任家裁調査官、福田興児少年首席書記官、花守英二事務局長、甲斐圭司郎事務局次長、安藤貴総務課長、佐藤貴司会計課長

5 テーマ

「家事調停手続におけるウェブ会議の利用について」

6 議事概要

(1) 開会

(2) 委員長互選

(3) 岩木委員長挨拶

(4) 新任委員自己紹介

(5) 概要説明「家事調停手続におけるウェブ会議」

(6) ウェブ会議を利用した模擬調停手続のビデオ視聴

(7) 意見交換

(8) 次回テーマ

「少年の補導委託について（仮）」

(9) 次回期日

令和4年12月16日（金）午後1時30分

7 意見交換結果（要旨）

（以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略称する。）

- ◎ 特にコロナ禍以降、IT化が社会全体で進んでいると言われているが、ウェブ会議を利用した家事調停手続については、方向性は同じでも、一般に言われているIT化・デジタル化に比べればまだ初歩の初歩だと思われる。膝を突き合わせて話をお聞きし、色々な視点を与えて説得するという特色を持つ家事調停手続の中で、ウェブ会議を一つのツールとして、新たなやり方を一部で始めたという段階である。これから皆さんのご意見を伺いながら、機器の確保等を含めて、改善すべき点は改善し、広げるべき点は広げていくということを考えていきたい。

まずは、先ほどご覧いただいた模擬調停のビデオを踏まえて、解決すべき問題点、ご意見等があれば伺いたい。

- 10年以上前に家事調停委員をしていた。今は仕事でもウェブ会議が当たり前のことになっていて非常に便利に使っているが、家事調停はIT化から一番遠いと思っていたので、ビデオを見て驚いた。相手に会いたくない当事者の場合は、部屋を別にしたり廊下等でも接触しないようにとても気を遣うため、ウェブ会議の利用は非常に便利だし、安心してできると思った。一方で、ウェブ会議は、ある程度ストーリーがあることを進めるのには非常に便利だが、調停は微妙な内容を扱うこともあり、画面を通してうまく伝えられるだろうかと思った。私たちはウェブとリアルハイブリッドと呼んでいるが、ウェブ会議を上手に使える部分とリアルでやった方がいい場面を試行する中で選

んでいくのだろうし、人によってはウェブに馴染みにくい人もいるので、場合に応じて使い分けていくのだろう。

◎ IT化は、調停以外でも、特に民事訴訟の分野で法制化されてこれから進めていくことになるが、争点整理などの手続をウェブを使って実施している中でも、事件や当事者、時期に応じて使い分けなければいけないということが議論されているところである。まさに委員がおっしゃるように、これからウェブ会議による調停の試行を続けて、どういう事件や人、あるいは時点でウェブ会議を利用するのかということを検討していく段階にある。

◇ 家事調停においては、コロナの関係で、今まで裁判所に出頭してもらい実施していた事件の大半を電話会議に切り替えたという状況であったが、電話会議では顔も見えず、意向が伝わりにくいという面もあったところ、ウェブ会議では映像により顔を見ながら協議ができるということで、電話会議と比較した場合のメリットが大きくクローズアップされている。今後は、裁判所に出頭して対面でないと機微が伝わらないのではないかという部分も問題になるので、委員からご指摘いただいたとおり、対面とウェブ会議を使い分けることが非常に重要になってくると思われる。

◎ それでは次に、ウェブ会議の利用に関する受け止めということで、当事者としてどういう風に感じるか、あるいは利用者としてどういう受け止めがあり得るか、何かご意見等があれば伺いたい。

○ ウェブ会議は場合によってはとても便利な制度で、利用したいという意向を持っている方は多いと思うが、やはりウェブ会議に慣れていない方もたくさんいて、期日までに不安に思う方もいるのではないかと。私の所属団体では、会議によっては事前にテスト接続を行い、当日スムーズにウェブ会議に参加できるような取組を行っている。すべての

事件での実施は難しいと思うが、不安に思っている人に対しては事前にテスト接続の機会を設けることで、利用も進むのではないか。

◇ 現状では利用件数がそこまで多くはないということもあり、初めてウェブ会議を使う方には必ずテスト接続を実施しているほか、事前にマニュアル等を配布して、それを見ながら操作していただいている。当事者が遠方である場合など、事案に応じてウェブ会議のご案内をしているが、ウェブ会議は苦手だとおっしゃる方には無理強いすることではなく、ご本人の希望も聞きながらウェブ会議を進めていきたいと考えている。

○ 通信料が1時間1GB使うというのは利用者の負担が大きいという印象である。Zoomは1時間430～460MB、YouTubeは1時間130MB程度という中で、1GBというのは、人によっては1か月分の通信量に相当すると思うが、事前に通信量についての情報提供はしているのか。

最初は調停委員の顔を見て安心してもらい、後は音声のみの通信という運用も考えられるのではないか。

◇ 1時間当たり1GBというのは、想定より多く使ってしまったという事態を防ぐため、やや多めに説明している面もあると思われる。基本的には有線LANあるいはWi-Fi環境を推奨しており、モバイル通信でもできるが、通信量はこのくらい使いますという説明を事前に行っている。

ご指摘のとおり、最初はウェブ会議で実施し、信頼関係が構築できたところで電話会議に切り替えるという運用も十分考えられるところで、手続の段階に応じて使い分けるということも含め今後検討していきたい。

○ 代理人がついていない本人の場合、電話会議での調停は、最寄りの

裁判所に出向かなくてはいけないと思うが、ウェブ会議の場合も、カメラをオフにした場合は自宅での実施はできないということになるのか。

◇ ご本人の場合、電話会議では、原則として最寄りの裁判所に出頭していただく運用を当庁では行っている。ウェブ会議により、視覚的に本人確認や周りの状況の確認ができるということを踏まえて、自宅での手続参加を認めている状況にあるため、自宅でウェブ会議による調停に参加する場合は、カメラをオンにしたままにするようお願いすることになる。

○ ウェブ会議による調停を経験した方に感想を聞くと、「調停委員の顔が見えて、雰囲気分かって安心した。」という声があった一方で、「調停委員が縦に並んで奥行きがあって不自然に見えた。」、「調停委員がカメラに顔を近づけすぎて一人しか映っていなかった。」、「調停委員のうち一人は画面を見てうなずいていたが、もう一人は下ばかり向いているように見えた。役割分担で、記録をとっているがちゃんと話を聞いているという説明があれば安心するが、そうでなければ、話を聞いているのかなという疑問を持つ。対面であればその場の状況を見ればそのような疑問が生じることもないと思われるが、ウェブ会議では、調停委員間の役割分担の説明がないと、男性だけが、あるいは女性だけが聞いてくれたということになってしまう危険がある。」という感想があった。

◇ 試行開始直後の段階では、調停委員はウェブカメラに向かって縦に並んでいたが、不自然といったご意見や、調停委員側からもやりにくいという意見があり、現在は全件横並びで行っている。

カメラの使い方や、役割分担の説明等のご指摘については、ウェブ会議での話し方というのも重要なところなので、いただいたご意見を

踏まえ、今後調停委員の研修等を通じて周知を図りたい。

○ 本人確認の方法について、顔写真が付いている証明書をウェブカメラに呈示してもらおうとのことであるが、静止画面で撮るということもなく、さっと見せて終わりであれば、他人の証明書を使うこともできるのではないか。外国の空港やホテルでの本人確認はもっと厳しい。ビデオで紹介された程度の確認であれば写真付きにこだわる必要はなく、健康保険証等の写真がない証明書類でもよいのではないかという気がして、本人確認のち密さが足りないように感じた。

◇ 本人確認書類については、原則として写真付き身分証を提示していただいているが、それに限られるものではない。写真付きのものがない場合は、健康保険証等の写真がない身分証を提示していただいた上で、裁判所から事前に送付する期日通知書を確認するほか、子に関する事案であれば、子供の名前や生年月日を回答してもらうなど他の手段を併せて本人確認を行っている。また、調停という事件の性質上、かなり細かい具体的な事情を伺うため、別人が事情を話すというのは難しく、話をしていく中でも本人確認ができると考えている。

○ ウェブ会議における調停委員の座席の配置について、ウェブカメラに向かって正面に横並びだと緊張してしまうので、円卓などの通常のカウンセリングのような、受け手が安心できる配置にしてはどうか。

また、調停は微妙な内容を扱うこともあり、第1回だけは調停委員と当事者が直接会ってゆっくり話して、信頼関係を築く方がよいのではないか。

◇ 一つの事件記録を調停委員二人で見ているため、離れて座るのは難しいが、当事者に緊張感を与えない工夫ができないかということは、ご意見を踏まえ引き続き検討していきたい。

特に信頼関係を作らなければならない事案は、第1回は出頭しても

らい、状況を見ながらウェブ会議に移行するということも考えられるし、実際にも、そのような形で行われている事案もある。

◎ 次に、ウェブ会議の実施場所について、例えば自宅や職場の会議室、車内などで行いたいという当事者のニーズ、あるいは、そういう場所で行うのは問題なのではないか等の観点から、ご意見を伺いたい。

○ 自宅だと別室にいる家族が知らずに入ってきたり、別室にまで音が聞こえてしまったりすることもあると思うので、できれば完全個室のようなところでウェブ会議に参加してもらうのが理想だが、今指摘したようなこともある程度承知の上で行うということも選択肢としてはあるのではないかと思う。

◇ ご指摘の点については、これまでの弁護士会との協議等でも同様の指摘をいただいているところである。確かにそういう問題はあるが、現状では自宅でウェブ会議に参加できる利便性を考慮しており、また、試行段階ということもあるので、ひとまずは、ほかの人が入ってきたり、音が漏れたりすることがないようにお願いした上で、自宅での実施を認めている状況である。実際にそういった問題が多く発生する状況であれば、それを踏まえて今後改善を検討していく必要はある。

○ ビデオでは、最後に次回期日の打合せを申立人代理人と相手方本人が双方同時接続で行っている場面があり、画面に映るのが申立人代理人だけであれば相手方本人も了承するということがあったが、実際の事件では、興奮した当事者本人が画面に入ってきてしまう可能性もあるので、日程調整だけであれば、画面を切ってしまうことも考えられるのではないか。

◇ 同時接続をする場合は、必ず事前に本人が画面に映ることの可否を確認しているが、ご指摘のように、本人が画面に入ってくるのが懸念される場合や、本人が見えない状態でも同時接続は遠慮したいとい

う意向がある場合は、原則どおり個別に期日を調整している。その他、片方はウェブ会議で、片方は電話で期日調整を行っている場合もあり、事案に応じてある程度柔軟に対応している。

- ブレイクアウトセッションを使ってグループ分けをすれば、熱くなった当事者本人が突然入ってきて顔を合わせるということは回避できるし、調停中の当事者交替の度にウェブ会議への入退室を繰り返してもらえば必要がなくなるのではないかと。

また、ビデオであったように電話をかけて今からウェブ会議に参加してくださいという手順については、ITが苦手な人にはそれくらい丁寧にやっていいと思うが、そうでなければ、15分前に会議に参加してもらうようにあらかじめアナウンスした上で、画面共有で留意事項を映しておいて、当事者が参加した段階でその画面を見られるようにしておくことも考えられる。そして、時間になった段階で当事者の接続状況を確認し、まだ参加していないようであれば電話をかけるようにすれば、スムーズに行くのではないかと。

また、日程調整に関しても、調整ツールなどであらかじめ3つくらいの候補日を送って希望を確認しておけば、協議が終わった段階ですぐに決まるのではないかと。

- ◇ ITに長けている方であれば、ご指摘のような方法を使えば非常にスムーズに進むというのはおっしゃるとおりだと思います。一方で、調停委員が必ずしもウェブ会議のアプリの操作に慣れているわけではないため、現状としては、ブレイクアウトセッションや画面共有機能は使用せず、調停委員の方には極力簡単な操作だけをお願いするという運用をしている。ただ、今後、調停委員がアプリの操作に慣れてきたら、いただいたご意見も踏まえ、もう少しスムーズにできる方法を検討していきたい。

◇ 特に家事調停は、事案によっては相手と顔を合わせたくない事情があり、絶対に同時接続にならないように気を付けなければならないという事案もあるので、特にそういった場合は、調停委員が難しい操作をして間違えて同時接続になってしまうと大変なことになるため、今は確実に個別に行うというところを意識して運用している。

○ ウェブ会議の場所について、駅前のテレワーク用の貸し会議室などは結構安く借りられるので、当事者の方に書面を郵送する際には、そうした場所を紹介するような宣伝文書を同封するなどしてはどうか。

◇ 現状では、こちらから積極的に宣伝まではしていないが、当事者から希望があれば、非公開性が確保されているということが確認でき、個別の事情を伺った上で問題なければ、ご指摘のような場所での実施を認めることは考えられる。

◎ 後にお伺いする予定の意見交換事項についても既に触れていただいているが、当事者に送付するマニュアルやお知らせ文書について、あるいは調停委員の所作、会話の速度、表情などについて、また、期日指定の手続の進め方や期日の間隔も含めて、どういう視点からでも結構なのでご意見を伺いたい。

○ 一般市民にとって調停手続が家族間での紛争解決の手段として身近であるかと言われたら、まだまだそうではないというイメージがある。ウェブ会議の運用が、調停手続がより身近なものになることに直結するわけではないのではないか。

家事調停手続は、今後核家族化が進んで親の介護等に関するトラブルが増えていくであろう日本の世の中で、家族が自分たちで問題を解決するよい手段として広まっていけば、より国民に浸透する非常によい手続だと思う。

ウェブ会議については、家事調停手続を利用する国民に対して、参

加の方法の選択肢が提示されるという意味で可能性を非常に強く感じているところであり、双方が家事調停に関して前向きであればすぐに使えるよい手続だし、それは進めていただきたい。一方で、ウェブ会議を使った手続をより一般化していくのであれば、例えば、裁判所や弁護士会で、公共のフリーWi-Fiの部屋を用意して申し込めば提供してもらえるような仕組みなど、調停手続を利用することに後ろ向きな人たちに対しても、こういう方法があるから参加してみないかと巻き込んで進めていけるような仕組みを検討してはどうか。前向きな人たちを対象にした取組みにとどまるのではなく、より幅広い人たちを対象にした取組みに手を付けてもらいたい。

- ◇ フリーWi-Fiについては、裁判所から積極的に案内まではしていないが、これまでの検討の中で、フリーWi-Fiが使えるホテルの一室等につき、他に誰もいない状況であることを前提に、要望があれば、事案に応じて利用を認めることはあり得るのではないかという議論があった。

調停の利用に後ろ向きな人も含めた取組みという部分については、裁判所はどうしても受け身なところがあるというのは否定できない面もあり、こういう使いやすい制度があるんですよというところを積極的にアナウンスしていく必要があるというご意見を踏まえて、今後検討していきたい。

- ◎ 裁判所というのは、裁判所というだけで敷居が高いということも言われている。裁判手続と調停手続は全く違う手続であり、調停手続は自主的な紛争解決をサポートするものなのだというところの宣伝が足りていないのだろうなと感じた。今のようなご意見について、ほかに何かあれば伺いたい。

- 特にご本人が手続を行う場合は、感情が先行し、過去の経緯を話し

たいと思うのは分かるし、人によって期待するものが違ってくる可能性があり、話し合いだと聞いたから感情をぶつけたいたいという方もいらっしゃるかもしれない。直接会えば調停委員もやりやすいと思うが、ウェブ会議だとあまり聞いてもらった気がなくて空回りすることもあるのではないかと。ウェブ会議を利用する方はある程度ネット環境はあるため、例えば相続だったら相続財産を明らかにするとか、類型に応じた必要な提出資料や、手続の説明・流れを一般人にも分かりやすい動画などにまとめて、類型別に見られるようにしてお知らせするというのをした方が、全体的にスムーズに行くのではないかと。

◎ 最高裁でも動画や手続説明を作成しているが、まだまだ一般市民に伝わっていないということを我々の方でも理解した上で、ご意見を伺いながら検討していかなければならないと感じている。そういう意味での今後の広報活動にも努力していきたい。

○ ウェブ会議について、調停の当事者の方には全員アナウンスしているのか。

◇ 弁護士会にウェブ会議の案内をしているため、代理人がついている事件は、代理人が全件ウェブ会議を利用できるということを把握していると思われる。ご本人の場合は、ウェブ会議では色々と守ってもらわないといけない事項等があるため、現時点では、全件ではなく、事案やご本人の状況を見て、ウェブ会議を利用しても問題がないと思われる場合にアナウンスしている。今後ウェブ会議が広まれば、ご本人からの申し出を受けて、事案等に応じてウェブ会議での実施を検討することも増えてくるとと思われる。

○ 概要説明の中で、対面でないとならば調停が成立しないケースがあるが、今後、ウェブ会議であれば成立可能となる予定であるということが紹介されていたが、画面をオフにしているような場合はどうなのか。ウ

ウェブ会議の位置づけについて知りたい。

- ◇ 離婚及び離縁については、本人の意思確認が非常に重要だということで、現行法では出頭の必要があり、ウェブ会議や電話会議では調停を成立させられない。ただ、今年の5月25日に法改正があり、映像を見ながらであれば本人の意思確認ができるということで、ウェブ会議であれば調停成立が可能になった。改正法が施行されるのは3年以内のいずれかの日であり、具体的な運用は事案に応じてということになると思うが、基本的には画面がオフにされている場合は成立は難しく、映像を見て本人の意思確認ができた上での成立という流れになると思われる。
- ◎ 今の点は、改正法の施行を待って、実務を運用していくことになると思われる。

長時間にわたりご協議いただきどうもありがとうございました。